

助けあい 生きる安心 社会保険

# 社会保険 しまわ

令和4年 11月号 No.842

## Index

P2：日本年金機構からのお知らせ

P3：協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4：島根県社会保険協会からのお知らせ



～島根県の名所空撮～

奥出雲町 八川・三井野

トロッコ列車・奥出雲おろち号はJR木次線を走る観光列車として1998年4月から運転を開始、老朽化により2023年を最後に運行を終了します。急勾配を登るための3段式スイッチバックは全国的にも珍しく、人気があります。

## 従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が育児休業等を取得・延長した時の手続き

- 1 育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業および育児休業に準ずる休業）期間について、被保険者は、事業主へ申し出を行い、事業主が「育児休業等取得者申出書」を日本年金機構へ提出します。
- 2 申し出により、健康保険・厚生年金保険の保険料は被保険者・事業主両方の負担が免除されます。
- 3 この申し出は、被保険者が次のアからオの育児休業等を取得するたびに、事業主が手続きします。また、この申し出は、育児休業等の期間中または育児休業等終了後の終了日から起算して1か月以内の期間中に行わなければなりません。
 

ア、1歳に満たない子を養育するための育児休業  
 イ、保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6か月に達する日までの育児休業  
 ウ、保育所待機等特別な事情がある場合の2歳に達する日までの育児休業  
 エ、1歳（上記イの場合は1歳6か月、上記ウの場合は2歳）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業  
 オ、産後休業をしていない労働者が、育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで2回に分割して取得する休業（産後パパ育休）
- 4 毎月の報酬にかかる保険料免除期間は育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までです。また、開始日の属する月と終了日の翌日が属する月が同一の場合でも、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合は免除となります。（令和4年10月1日以降に開始した育児休業等に限る。）
- 5 賞与にかかる保険料（育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料）についても免除されます。ただし、令和4年10月1日以降に開始した育児休業等については、当該賞与月の末日を含んだ連続した1ヵ月を超える育児休業等を取得した場合に限り免除となります。

## 令和4年10月から育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正されました。

### 毎月の報酬にかかる保険料の免除

これまで、開始日の属する月と終了日の属する月が同一の場合は、終了日が同月の末日である場合を除き免除の対象となりませんでした。令和4年10月1日以降に開始した育児休業等については、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除となります。

### 賞与にかかる保険料の免除

これまで（令和4年9月30日以前に開始した育児休業等）は、育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料が免除の対象でした。令和4年10月1日以降に開始した育児休業等については、当該賞与月の末日を含んだ連続した1ヵ月を超える育児休業等を取得した場合に限り、免除の対象となります。

## 社会保険手続きは電子申請が便利です！

### 賞与支払届を電子申請で届出しませんか。

#### 電子申請のメリットは？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。

#### 手数料はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

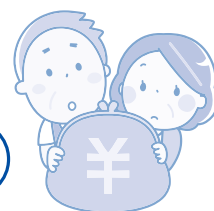
#### 電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。

日本年金機構 電子申請 検索

## 医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる給与収入の特例措置延長

健康保険の被保険者に扶養されている医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は被扶養者、国民年金第3号被保険者の認定および被扶養者の収入確認の際、年間収入に算定しないこととする特例措置については、令和5年3月末まで延長されました。



11月は、ねんきん月間です

いい みらい 11月30日は、「年金の日」です

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670



## 協会けんぽ島根支部より大切なお知らせ

# 時間内の受診を心がけましょう

～時間外受診は緊急性の高い患者さんのためにあります～

休日や夜間に急病になったとき、診療してくれる医療機関は心強い存在です。しかし、診療時間外に受診すると、割増料金がかかり医療費が高額になることをご存じでしょうか？例えば初診の場合、休診日となっている日曜・祝日に受診すると、初診料に2,500円の「休日加算」がプラスされます。また、初診料や再診料に加算がつくだけでなく、救急患者の治療に支障をきたす恐れもあります。

家計への負担を軽減するため、そして皆様の大切な保険料を節約するために、緊急時以外は診療時間内に受診することを心がけましょう。



例：6歳以上の場合

初診料	2,880円
再診料	730円



診療時間外の受診は割増しに！		
時間外加算	休日加算	深夜加算
概ね8時前と18時以降 土曜日は8時前と正午以降	日曜・祝日・年末年始の 休診日	22時～6時
850円	2,500円	4,800円
650円	1,900円	4,200円

※上記の金額には健康保険が適用されます。

※診療時間内であっても、受診する時間帯によっては上記以外に夜間・早朝等加算がつく場合があります。

※6歳未満の場合や救急病院を受診した場合等は加算される金額が異なります。

時間内の受診でも割増料金がかかることも…詳しくはこちら



## こんなときはどうしたらいい？

## 子ども医療電話相談事業 #8000

夜中に急に子どもが熱をだした！  
救急車を呼んでいい？

何度も吐く。食欲もなく心配…  
すぐに病院を受診した方が  
いいか迷う

子どもが頭をぶつけた。  
泣いている。  
受診した方がいいか…

## 休日・夜間の子どもの症状に困ったら #8000 へお電話を！



### 子ども医療電話相談事業 #8000とは…

保護者の方が、休日・夜間の子どもの症状にどのように対処したらよいのか、医療機関を受診した方がよいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師に電話で相談できるものです。

この事業は、全国統一の短縮番号 #8000 をプッシュすることにより、お住いの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する医療機関等のアドバイスを受けることができます。

### 島根県の場合

利用できる時間帯 平日 19:00～翌朝9:00まで  
土日祝日 9:00～翌朝9:00まで(12月29日～1月3日までを含む)

相談対象 15歳未満の子ども症状

島根県子ども医療電話相談(#8000)事業について詳しくはこちら





お知らせ 冬期助成事業は12月1日開始です。

助成事業の対象は、令和4年度の社会保険協会費を納めていただいている会員事業所の被保険者及び被扶養者の皆様です。

今月の「社会保険しまね (11月号)」に同封してお送りした利用助成券をご活用ください。

- スキー場リフト券助成
- ボウリング利用助成
- 温泉利用料助成
- アイススケート利用助成



※温泉利用料助成の利用できる施設は、昨年から変更が有ります。温泉施設利用券を使用される際は、改めて利用できる施設をご確認ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対象施設では営業時間の短縮、利用制限、休館等の対策が行われる場合があります。ご利用に際しては、対象施設のホームページ等でご確認をお願いします。

募集 会員限定Webセミナー 受講者募集のご案内

動画配信のWebセミナー「社員の採用と社会保険の手続」(約30分)の第5回募集を行います。

- 募集期間：11月15日から11月30日まで
  - 動画配信：12月1日から12月31日まで
- 当協会ホームページから申し込まれた方へ、動画閲覧用ID・パスワードと資料をお送りします。

詳細は、ホームページ「事業案内 → 実務講習会・セミナー」でご確認願います。



報告 社会保険ソフトボール大会〈益田会場〉は中止となりました

令和4年度のソフトボール大会(益田会場)は、10月開催のご案内をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない等の理由で、参加申込みが有りませんでしたので中止となりました。

報告 令和4年度 実務講座「社会保険と労働保険」、「健康保険給付」が終了しました

「社会保険と労働保険」講座は、9月に松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田の6会場で開催し合計218人のご参加を、また10月には「健康保険給付」講座を9月と同じ6会場で開催し合計137人のご参加をいただきました。ありがとうございました。

いずれの講座も社会保険労務士を講師に、それぞれの保険制度の概要、給付の種類、令和4年改正(社会保険制度)についてなど詳しく解説していただきました。また、各会場とも講座終了後には、一般的なご質問や個別案件のご相談なども対応させていただきました。

今後も制度周知のための講座を計画していきますので、多くの会員様のご参加をお待ちしております。

※各講座にご参加いただいた皆様には、新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力いただき、全会場とも無事開催することが出来ました。ありがとうございました。



実務講座「社会保険と労働保険」



実務講座「健康保険給付」

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

- 日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>
- 全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>
- 島根県社会保険協会 <https://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね

発行者 | (一財) 島根県社会保険協会  
文書提供 | 松江・出雲・浜田年金事務所  
全国健康保険協会島根支部

2022.11.15 発行  
通巻 842 号

※次回の発行については令和5年1月を予定しております。